【勧告年月日】　平成22年２月19日
【勧告の対象となった違反事実】
１．課徴金納付命令対象者①は、ヤマノホールディングスの役員であったが、同社の子会社である堀田丸正株式会社が、ヤマノホールディングスの孫会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことを決定した事実（以下「本件重要事実」という。）をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年10月29日より前の同月10日から同月16日までの間に、自己の計算において、ヤマノホールディングスの株券合計３万2,900株を買付価額162万3,500円で買い付けたものである。
２．株式会社ヤマノネットワーク（以下「ヤマノネットワーク」という。）は、課徴金納付命令対象者①から、同人がその職務に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年10月29日より前の同月23日から同月29日までの間に、ヤマノネットワークの計算において、ヤマノホールディングスの株券合計２万1,300株を買付価額134万5,500円で買い付けたものである。
３．株式会社ヤマノビューティケミカル（以下「ヤマノビューティケミカル」という。）は、課徴金納付命令対象者①から、同人がその職務に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年10月29日より前の同月７日から同月９日までの間に、ヤマノビューティケミカルの計算において、ヤマノホールディングスの株券合計２万8,000株を買付価額137万1,400円で買い付けたものである。
【課徴金額】　課徴金納付命令対象者①　　90万円
　　ヤマノネットワーク　　29万円
　　ヤマノビューティケミカル　78万円
【勧告後の経緯】（課徴金納付命令対象者①、ヤマノネットワーク及びヤマノビューティケミカルとも同日）
　審判手続開始決定日　平成22年２月19日
　課徴金納付命令日　平成22年３月15日
　なお、課徴金納付命令対象者①、ヤマノネットワーク及びヤマノビューティケミカルからそれぞれ、事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑰　株式会社スズケン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社スズケン株式に係る相場操縦について検査した結果、法令違反（金商法第159条第２項第１号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、相場操縦事案に対する課徴金納付命令勧告としては、６件目の事案であるが、見せ玉手法を用いて短期間に複数回行われた相場操縦に対する勧告としては、初めての事案である。

【勧告年月日】　平成22年２月26日
【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社スズケンの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、下表に掲げる取引年月日の行為時間に、直前約定値よりも上値で約定させる意思のない売り注文を発注し、売り板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも低い価格での売り注文を誘引し、株価を下落させたところで同株式を買い付け、その後、直前約定値よりも下値で約定させる意思のない買い注文を発注し、買い板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも高い価格での買い注文を誘引し、株価を上昇させたところで同株式を売り付けるなどの方法により、同表の「売買の委託状況」欄及び「売買状況」欄に掲げる株数の同株式の買付け及び売付けの委託並びに同株式の買付け及び売付けを行い、同表の「株価の変動操作状況」欄に掲げる状況のとおり同株式の株価を変動させ、28回にわたり、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

（単位：株）

| 番号 | 取引年月日（平成21年） | 行為時間 | 売買の委託状況（延べ株数） | | 売買状況（株数） | | 株価の変動操作状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 買付 | 売付 | 買付 | 売付 | |
| 1 | 5月27日 | 9時16分ころ～10時02分ころ | 65,000 | 58,500 | 5,800 | 5,800 | 2470円から2440円まで下落させたのち、2480円まで上昇させるなどした。 |
| 2 | | 10時04分ころ～12時40分ころ | 45,500 | 32,500 | 3,200 | 3,200 | 2475円から2465円まで下落させたのち、2490円まで上昇させるなどした。 |
| 3 | | 13時09分ころ～14時10分ころ | 39,000 | 0 | 3,600 | 3,600 | 2460円から2490円まで上昇させるなどした。 |
| 4 | 5月28日 | 9時43分ころ～10時01分ころ | 52,000 | 39,000 | 4,200 | 4,200 | 2450円から2440円まで下落させたのち、2460円まで上昇させるなどした。 |
| 5 | | 10時15分ころ～10時36分ころ | 0 | 58,500 | 6,100 | 6,100 | 2445円から2415円まで下落させるなどした。 |
| 6 | | 10時39分ころ～12時46分ころ | 52,000 | 45,500 | 5,000 | 5,000 | 2435円から2415円まで下落させたのち、2445円まで上昇させるなどした。 |
| 7 | 5月29日 | 9時42分ころ～10時25分ころ | 32,500 | 58,500 | 5,200 | 5,200 | 2405円から2385円まで下落させたのち、2400円まで上昇させるなどした。 |
| 8 | | 10時34分ころ～12時45分ころ | 39,000 | 69,000 | 2,800 | 2,800 | 2395円から2385円まで下落させたのち、2410円まで上昇させるなどした。 |
| 9 | 6月1日 | 12時37分ころ～13時23分ころ | 32,500 | 52,000 | 6,000 | 6,000 | 2505円から2525円まで上昇させるなどした。 |
| 10 | 6月3日 | 10時34分ころ～10時39分ころ | 52,000 | 0 | 2,400 | 2,400 | 2620円から2640円まで上昇させるなどした。 |
| 11 | 6月4日 | 9時50分ころ～9時54分ころ | 52,000 | 0 | 7,100 | 7,100 | 2560円から2585円まで上昇させるなどした。 |
| 12 | | 9時55分ころ～10時26分ころ | 39,000 | 26,000 | 7,200 | 7,200 | 2570円から2585円まで上昇させるなどした。 |
| 13 | | 12時44分ころ～12時47分ころ | 32,500 | 0 | 3,000 | 3,000 | 2566円から2575円まで上昇させるなどした。 |
| 14 | 6月5日 | 9時00分ころ～9時18分ころ | 52,000 | 84,500 | 3,200 | 3,200 | 2595円から2545円まで下落させたのち、2575円まで上昇させるなどした。 |
| 15 | | 10時27分ころ～12時46分ころ | 45,500 | 71,500 | 6,600 | 6,600 | 2560円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。 |
| 16 | | 14時28分ころ～14時48分ころ | 45,500 | 32,500 | 7,100 | 7,100 | 2545円から2555円まで上昇させるなどした。 |
| 17 | 6月8日 | 10時46分ころ～10時56分ころ | 32,500 | 39,000 | 3,000 | 3,000 | 2580円から2570円まで下落させたのち、2580円まで上昇させるなどした。 |
| 18 | | 10時56分ころ～13時28分ころ | 45,500 | 45,500 | 5,500 | 5,500 | 2580円から2570円まで下落させたのち、2595円まで上昇させるなどした。 |
| 19 | | 13時55分ころ～14時11分ころ | 26,000 | 0 | 6,500 | 6,500 | 2570円から2580円まで上昇させるなどした。 |
| 20 | 6月11日 | 9時12分ころ～9時32分ころ | 39,000 | 65,000 | 2,500 | 2,500 | 2560円から2525円まで下落させたのち、2545円まで上昇させるなどした。 |
| 21 | | 9時32分ころ～10時55分ころ | 78,000 | 32,500 | 800 | 800 | 2545円から2595円まで上昇させるなどした。 |
| 22 | | 10時55分ころ～10時59分ころ | 0 | 45,500 | 5,000 | 5,000 | 2590円から2570円まで下落させるなどした。 |
| 23 | | 12時37分ころ～14時54分ころ | 45,500 | 91,000 | 6,500 | 6,500 | 2590円から2575円まで下落させたのち、2590円まで上昇させるなどした。 |
| 24 | 6月15日 | 9時28分ころ～9時47分ころ | 32,500 | 45,500 | 1,600 | 1,600 | 2575円から2555円まで下落させたのち、2570円まで上昇させるなどした。 |
| 25 | 6月17日 | 10時08分ころ～10時59分ころ | 45,500 | 39,000 | 4,600 | 4,600 | 2555円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。 |
| 26 | 6月18日 | 13時44分ころ～14時06分ころ | 45,500 | 32,500 | 7,800 | 7,800 | 2550円から2565円まで上昇させるなどした。 |
| 27 | 6月24日 | 9時13分ころ～9時33分ころ | 52,000 | 39,000 | 5,000 | 5,000 | 2520円から2505円まで下落させたのち、2520円まで上昇させるなどした。 |
| 28 | | 10時12分ころ～10時16分ころ | 0 | 32,500 | 3,500 | 3,500 | 2530円から2510円まで下落させるなどした。 |
| | 総　計 | | 1,118,000 | 1,135,000 | 130,800 | 130,800 | |

【課徴金額】　159万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成22年２月26日
　課徴金納付命令日　平成22年３月23日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑱　株式会社日本エル・シー・エー役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社日本エル・シー・エー役員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（金商法第166条第３項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。